

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市エコタウンセンター条例施行規則等の一部を改正する規則【環境局総務政策部総務課】	3
○ 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則及び北九州学術研究都市条例施行規則の一部を改正する規則【産業経済局総務政策部総務課】	4
○ 北九州市立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則【総務局女性の輝く社会推進室男女共同参画推進課】	8
◇ 告 示	
○ 北九州市市税条例による申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長【財政局税務部税制課】	16
◇ 公 告	
○ 一般競争入札による市有財産の売払い【産業経済局企業支援・産学連携部企業立地支援課】	17
○ 特定調達契約の落札者の決定（4件）【技術監理局契約部契約課】	20
◇ 病 院 局	
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【病院局八幡病院事務局管理課】	24

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市エコタウンセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

北九州市エコタウンセンター条例等の一部改正に伴い、北九州市エコタウンセンター、北九州市環境ミュージアム及び北九州市響灘ビオトープの設備の使用料等の額を現行の1.5倍に相当する額とすることにしました。

この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則及び北九州学術研究都市条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州学術研究都市条例の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 北九州テレワークセンターの設備・器具の使用料の額を現行の1.5倍に相当する額とすることにしました。
- 2 北九州産業技術保存継承センターの設備・器具の利用料金の上限額を現行の1.5倍に相当する額とすることにしました。
- 3 北九州学術研究都市産学連携センター、北九州学術研究都市情報技術高度化センター、北九州学術研究都市事業化支援センター、北九州学術研究都市技術開発交流センター、北九州学術研究都市学術情報センター及び北九州学術研究都市会議場の設備・器具の使用料の額を現行の1.5倍に相当する額とすることにしました。

この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市立男女共同参画センター条例の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 冷暖房設備等を除き、設備・器具の使用料の額を現行の1.5倍に相当する額とすることにしました。
- 2 同時通訳設備等を除き、設備・器具の貸出時間の設定を1時間単位とすることにしました。

この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

北九州市エコタウンセンター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月25日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第45号

北九州市エコタウンセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

(北九州市エコタウンセンター条例施行規則の一部改正)

第1条 北九州市エコタウンセンター条例施行規則(平成13年北九州市規則第38号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,500円」を「2,250円」に、「200円」を「300円」に、「ごとに500円」を「ごとに750円」に改める。

(北九州市環境ミュージアム条例施行規則の一部改正)

第2条 北九州市環境ミュージアム条例施行規則(平成14年北九州市規則第33号)の一部を次のように改正する。

別表中「12,500円」を「18,750円」に、「1,500円」を「2,250円」に、「400円」を「600円」に、「200円」を「300円」に、「750円」を「1,120円」に、「ごとに500円」を「ごとに750円」に、「130円」を「190円」に、「ごとに50円」を「ごとに70円」に、「ごとに30円」を「ごとに40円」に改める。

(北九州市響灘ビオトープ条例施行規則の一部改正)

第3条 北九州市響灘ビオトープ条例施行規則(平成24年北九州市規則第78号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,500円」を「2,250円」に、「200円」を「300円」に、「ごとに500円」を「ごとに750円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北九州市エコタウンセンター条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則及び北九州学術研究都市条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月25日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第46号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則及び  
北九州学術研究都市条例施行規則の一部を改正する規則

(北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和47年北九州市規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表第2のテレワークセンターのその他の設備・器具の項中「パーソナルコンピューター」を「パーソナルコンピュータ」に改め、同表中

「

1台につき1時間又はその端数ごとに 1,500円
1枚につき1時間又はその端数ごとに 200円
1個につき1時間又はその端数ごとに 350円
1本につき1時間又はその端数ごとに 200円
1本につき1時間又はその端数ごとに 70円
1本につき1時間又はその端数ごとに 40円
1式につき1時間又はその端数ごとに 650円
1式につき1時間又はその端数ごとに 650円
1台につき1時間又はその端数ごとに 100円
1脚につき1時間又はその端数ごとに 20円
1台につき1時間又はその端数ごとに 40円

を

1本につき1時間又はその端数ごとに  
30円

「

1台につき1時間又はその端数ごとに2, 250円
1枚につき1時間又はその端数ごとに300円
1個につき1時間又はその端数ごとに520円
1本につき1時間又はその端数ごとに300円
1本につき1時間又はその端数ごとに100円
1本につき1時間又はその端数ごとに60円
1式につき1時間又はその端数ごとに970円
1式につき1時間又はその端数ごとに970円
1台につき1時間又はその端数ごとに150円
1脚につき1時間又はその端数ごとに30円
1台につき1時間又はその端数ごとに60円
1本につき1時間又はその端数ごとに40円

」

に

改める。

別表第3の産業技術保存継承センターの項中「3,000円」を「4,500円」に、「1,500円」を「2,250円」に、「200円」を「300円」に、「100円」を「150円」に、「1,800円」を「2,700円」に、「600円」を「900円」に、「ごとに500円」を「ごとに750円」に、「750円」を「1,120円」に、「250円」を「370円」に、「130円」を「190円」に、「ごとに50円」を「ごとに

70円」に、「ごとに30円」を「ごとに40円」に、「2,000円」を「3,000円」に、「60円」を「90円」に、「いす」を「椅子」に、「80円」を「120円」に、「20円」を「30円」に改める。

(北九州学術研究都市条例施行規則の一部改正)

第2条 北九州学術研究都市条例施行規則(平成13年北九州市規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第2の北九州学術研究都市産学連携センターの項中「2,800円」を「4,200円」に、「1,500円」を「2,250円」に、「380円」を「570円」に、「150円」を「220円」に、「700円」を「1,050円」に、「250円」を「370円」に、「750円」を「1,120円」に改め、同表の北九州学術研究都市情報技術高度化センターの項中「1,500円」を「2,250円」に、「150円」を「220円」に、「200円」を「300円」に、「700円」を「1,050円」に、「ごとに500円」を「ごとに750円」に、「100円」を「150円」に、「80円」を「120円」に、「20円」を「30円」に改め、同表の北九州学術研究都市事業化支援センターの項中「1,500円」を「2,250円」に、「150円」を「220円」に、「700円」を「1,050円」に改め、同表の北九州学術研究都市技術開発交流センターの項中「1,500円」を「2,250円」に、「380円」を「570円」に、「150円」を「220円」に、「700円」を「1,050円」に、「250円」を「370円」に改め、同表の北九州学術研究都市学術情報センターの項中「1,500円」を「2,250円」に、「300円」を「450円」に、「3,000円」を「4,500円」に、「2,400円」を「3,600円」に、「2,000円」を「3,000円」に、「150円」を「220円」に、「700円」を「1,050円」に、「250円」を「370円」に、「750円」を「1,120円」に、「ごとに500円」を「ごとに750円」に、「100円」を「150円」に、「1,000円」を「1,500円」に、「1kW」を「1キロワット」に、「80円」を「120円」に、「20円」を「30円」に改め、同表の北九州学術研究都市会議場の項中「1,200円」を「1,800円」に、「400円」を「600円」に、「60,000円」を「90,000円」に、「20,000円」を「30,000円」に、「18,000円」を「27,000円」に、「48,000円」を「72,000円」に、「3,000円」を「4,500円」に、「1,500円」を「2,250円」に、「1,000円」を「1,500円」に、「2,800円」を「4,200円」に、「30,000円」

を「45,000円」に、「ごとに500円」を「ごとに750円」に、「ごとに200円」を「ごとに300円」に、「100円」を「150円」に、「2,000円」を「3,000円」に、「16,000円」を「24,000円」に、「1,300円」を「1,950円」に、「350円」を「520円」に、「250円」を「370円」に、「ごとに50円」を「ごとに70円」に、「ごとに300円」を「ごとに450円」に、「パーソナルコンピューター」を「パーソナルコンピュータ」に、「1kW」を「1キロワット」に改める。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則別表第2の規定及び第2条の規定による改正後の北九州学術研究都市条例施行規則別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

北九州市立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月25日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第47号

北九州市立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市立男女共同参画センター条例施行規則（平成7年北九州市規則第54号）の一部を次のように改正する。

別表中

200インチビデオプロジェクター	1台につき1分又はその端数ごとに400円。ただし、使用時間が120分を超える場合は、48,000円とする。
液晶プロジェクター	1台につき4時間又はその端数ごとに4,000円
スライドプロジェクター	1台につき4時間又はその端数ごとに1,500円
16ミリ映写機	1台につき4時間又はその端数ごとに3,300円
ビデオカセットレコーダー	1台につき4時間又はその端数ごとに2,000円
レーザーポインター	1個につき4時間又はその端数ごとに1,000円
資料提示卓	1台につき4時間又はその端数ごとに3,000円
トランスビデオ	1台につき4時間又はその端数ごとに3,000円
DVDプレーヤー	1台につき4時間又はその端数ごとに2,800円
レーザーディスクプレーヤー	1台につき4時間又はその端数ごとに2,000円
テレビカメラ	1台につき4時間又はその端数ごとに10,000円
リモコンカメラ	1台につき4時間又はその端数ごとに3,000円
中継モニターテレビ	1台につき4時間又はその端数ごとに1,000円

を

液晶プロジェク	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円
---------	-------------------------



ター	
ビデオカセット レコーダー	1台につき1時間又はその端数ごとに750円
レーザーポイン ター	1個につき1時間又はその端数ごとに370円
DVDプレーヤ ー	1台につき1時間又はその端数ごとに1,050円
テレビカメラ	1台につき1時間又はその端数ごとに3,750円

に

改め、同表のホールの舞台設備の項中「紗幕」を「紗幕<sup>しや</sup>」に改め、同表中

1式につき1日ごとに30,000円
1個につき1日ごとに3,000円
1個につき1日ごとに400円
1本につき4時間又はその端数ごとに500円
1本につき4時間又はその端数ごとに200円
1本につき4時間又はその端数ごとに100円
1式につき4時間又はその端数ごとに2,000円
1台につき4時間又はその端数ごとに2,000円
1台につき4時間又はその端数ごとに2,000円
1台につき4時間又はその端数ごとに1,000円
1台につき4時間又はその端数ごとに1,400円
1台につき4時間又はその端数ごとに1,300円
1式につき4時間又はその端数ごとに500円
1列1式につき4時間又はその端数ごとに350円
1式につき4時間又はその端数ごとに500円
1台につき4時間又はその端数ごとに1,300円
1台につき4時間又はその端数ごとに1,300円
1台につき4時間又はその端数ごとに200円
1本につき4時間又はその端数ごとに350円
1式につき4時間又はその端数ごとに750円
1本につき4時間又はその端数ごとに100円
1台につき4時間又はその端数ごとに1,300円
1式につき4時間又はその端数ごとに5,200円

1 式につき 4 時間又はその端数ごとに 2,600 円
1 式につき 4 時間又はその端数ごとに 1,300 円
1 双につき 4 時間又はその端数ごとに 2,600 円
1 双につき 4 時間又はその端数ごとに 1,300 円
1 枚につき 4 時間又はその端数ごとに 750 円
1 枚につき 4 時間又はその端数ごとに 750 円
1 枚につき 4 時間又はその端数ごとに 750 円
1 枚につき 4 時間又はその端数ごとに 500 円
1 枚につき 4 時間又はその端数ごとに 750 円
1 枚につき 4 時間又はその端数ごとに 100 円
1 枚につき 4 時間又はその端数ごとに 100 円
1 枚につき 4 時間又はその端数ごとに 100 円
1 枚につき 4 時間又はその端数ごとに 100 円
1 台につき 4 時間又はその端数ごとに 100 円
1 個につき 4 時間又はその端数ごとに 50 円
1 式につき 4 時間又はその端数ごとに 6,000 円
1 式につき 4 時間又はその端数ごとに 100 円
1 枚につき 4 時間又はその端数ごとに 100 円
1 台につき 4 時間又はその端数ごとに 100 円
1 本につき 4 時間又はその端数ごとに 100 円
1 脚につき 4 時間又はその端数ごとに 100 円
1 台につき 4 時間又はその端数ごとに 750 円
1 個につき 4 時間又はその端数ごとに 50 円
1 台につき 4 時間又はその端数ごとに 100 円
1 枚につき 4 時間又はその端数ごとに 100 円
1 脚につき 4 時間又はその端数ごとに 200 円
1 式につき 4 時間又はその端数ごとに 1,000 円
1 式につき 4 時間又はその端数ごとに 200 円
1 台につき 4 時間又はその端数ごとに 200 円
1 台につき 4 時間又はその端数ごとに 500 円
1 枚につき 4 時間又はその端数ごとに 200 円
1 台につき 4 時間又はその端数ごとに 5,000 円
30 分又はその端数ごとに 1,890 円
1 個につき 4 時間又はその端数ごとに 100 円

を

1枚につき4時間又はその端数ごとに200円
1式につき4時間又はその端数ごとに200円
1キロワットにつき4時間又はその端数ごとに300円
1式につき1日ごとに30,000円
1個につき1日ごとに3,000円
1個につき1日ごとに400円

1式につき1日ごとに45,000円
1個につき1日ごとに4,500円
1個につき1日ごとに600円
1本につき1時間又はその端数ごとに180円
1本につき1時間又はその端数ごとに70円
1本につき1時間又はその端数ごとに30円
1式につき1時間又はその端数ごとに750円
1台につき1時間又はその端数ごとに750円
1台につき1時間又はその端数ごとに750円
1台につき1時間又はその端数ごとに370円
1台につき1時間又はその端数ごとに520円
1台につき1時間又はその端数ごとに480円
1式につき1時間又はその端数ごとに180円
1列1式につき1時間又はその端数ごとに130円
1式につき1時間又はその端数ごとに180円
1台につき1時間又はその端数ごとに480円
1台につき1時間又はその端数ごとに480円
1台につき1時間又はその端数ごとに70円
1本につき1時間又はその端数ごとに130円
1式につき1時間又はその端数ごとに280円
1本につき1時間又はその端数ごとに30円
1台につき1時間又はその端数ごとに480円
1式につき1時間又はその端数ごとに1,950円
1式につき1時間又はその端数ごとに970円
1式につき1時間又はその端数ごとに480円
1双につき1時間又はその端数ごとに970円
1双につき1時間又はその端数ごとに480円

1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 280 円
1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 280 円
1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 280 円
1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 180 円
1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 280 円
1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 30 円
1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 30 円
1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 30 円
1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 30 円
1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 30 円
1 個につき 1 時間又はその端数ごとに 10 円
1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 2,250 円
1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 30 円
1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 30 円
1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 30 円
1 本につき 1 時間又はその端数ごとに 30 円
1 脚につき 1 時間又はその端数ごとに 30 円
1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 280 円
1 個につき 1 時間又はその端数ごとに 10 円
1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 30 円
1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 30 円
1 脚につき 1 時間又はその端数ごとに 70 円
1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 370 円
1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 70 円
1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 70 円
1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 180 円
1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 70 円
1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 1,870 円
30 分又はその端数ごとに 1,890 円
1 個につき 1 時間又はその端数ごとに 30 円
1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 70 円
1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 70 円
1 キロワットにつき 1 時間又はその端数ごとに 110 円
1 式につき 1 日ごとに 45,000 円

に、

1 個につき 1 日ごとに 4,500 円
1 個につき 1 日ごとに 600 円

ビデオプロジェクター	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 1,000 円
液晶プロジェクター	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 1,000 円
スライドプロジェクター (クセノン)	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 750 円
スライドプロジェクター (ハロゲン)	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 380 円
16 ミリ映写機	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 830 円
スクリーン	1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 190 円
オーバーヘッドプロジェクター	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 380 円
ビデオカセットレコーダー	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 500 円
ビデオダビング装置	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 830 円
レーザーポインター	1 個につき 1 時間又はその端数ごとに 250 円
資料提示卓	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 750 円
トランスビデオ	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 750 円

を

液晶プロジェクター	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 1,500 円
スクリーン	1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 280 円
ビデオカセットレコーダー	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 750 円
レーザーポインター	1 個につき 1 時間又はその端数ごとに 370 円
資料提示卓	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 1,120 円

に、

1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 700 円
1 本につき 1 時間又はその端数ごとに 130 円
1 本につき 1 時間又はその端数ごとに 50 円
1 本につき 1 時間又はその端数ごとに 30 円
1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 500 円
1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 500 円
1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 250 円
1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 500 円
1 月又はその端数ごとに 500 円
1 台につき 4 時間又はその端数ごとに 300 円
1 個につき 4 時間又はその端数ごとに 100 円
1 枚につき 4 時間又はその端数ごとに 200 円
1 脚につき 4 時間又はその端数ごとに 50 円
1 キロワットにつき 4 時間又はその端数ごとに 300 円

を

1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 1,050 円
1 本につき 1 時間又はその端数ごとに 180 円
1 本につき 1 時間又はその端数ごとに 70 円
1 本につき 1 時間又はその端数ごとに 30 円
1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 750 円
1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 750 円
1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 370 円
1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 750 円
1 月又はその端数ごとに 750 円
1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 110 円
1 個につき 1 時間又はその端数ごとに 30 円
1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 70 円
1 脚につき 1 時間又はその端数ごとに 10 円
1 キロワットにつき 1 時間又はその端数ごとに 110 円

に

改め、同表のその他の設備・器具の項中「いす」を「椅子」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

北九州市告示第 3 4 2 - 2 号

北九州市市税条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 8 5 号）第 8 条第 1 項の規定により、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成 3 0 年 7 月 5 日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

平成 3 0 年 7 月 2 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市



北九州市公告第514号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年7月27日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 売り払う物件  
別表のとおり
- 2 契約条項を示す場所及び期間
  - (1) 場所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市産業経済局企業支援・産学連携部企業立地支援課
  - (2) 期間  
この公告の日（以下「公告日」という。）から平成30年8月31日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間
  - (1) 場所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市産業経済局企業支援・産学連携部企業立地支援課
  - (2) 期間  
公告日から平成30年8月31日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間
  - (1) 場所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市産業経済局企業支援・産学連携部企業立地支援課
  - (2) 期間  
平成30年8月3日から同月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- 5 入札及び開札の日時及び場所
  - (1) 入札日時  
別表のとおり
  - (2) 開札日時  
入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市役所7階顧問室

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定又は契約規則第2条の規定に該当する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人でその役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

エ 前記アからウまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

7 入札保証金

- (1) 1物件につき5万円又は入札金額の100分の10以上
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は、補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局企業支援・産学連携部企業立地支援課

(2) 受付期間

平成30年9月3日から平成31年7月2日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成30年12月29日から平成31年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ。

11 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局企業支援・産学連携部企業立地支援課

電話 093-582-2065

別表

番号	売 り 払 う 物 件				入 札 日 時
	所 在 地	公 簿 地 目	実 測 面 積 (㎡)	最 低 売 却 価 格 (円)	
1	若松区青葉 台西六丁目 2番113	宅地	1,328.19	37,587,777	平成30年8月 31日(金)午 前10時

北九州市公告第 5 1 5 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 3 0 年 7 月 2 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量  
災害対応多目的車 1 台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 3 0 年 7 月 1 0 日
- 4 落札者の名称及び住所  
北九州ドライケミカル株式会社  
北九州市小倉北区白銀二丁目 1 0 番 2 号
- 5 落札金額  
4, 9 4 6 万 4, 0 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成 3 0 年 5 月 2 9 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第 5 1 6 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 3 0 年 7 月 2 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量  
水難救助工作車 1 台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 3 0 年 7 月 1 0 日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社消防防災北九州営業所  
北九州市戸畑区中原西二丁目 3 番 2 2 号
- 5 落札金額  
5, 1 4 0 万 8, 0 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成 3 0 年 5 月 2 9 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第 5 1 7 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 3 0 年 7 月 2 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量  
普通消防ポンプ自動車（非常備用）のシャーシ 6 台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 3 0 年 7 月 1 0 日
- 4 落札者の名称及び住所  
福岡トヨタ自動車株式会社北九州本店  
北九州市小倉北区貴船町 2 番 2 号
- 5 落札金額  
4, 1 9 9 万 4 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成 3 0 年 5 月 2 9 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第 5 1 8 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 3 0 年 7 月 2 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量  
普通消防ポンプ自動車（非常備用）の架装 6 台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 3 0 年 7 月 1 7 日
- 4 落札者の名称及び住所  
北九州ドライケミカル株式会社  
北九州市小倉北区白銀二丁目 1 0 番 2 号
- 5 落札金額  
6, 2 7 2 万 6, 4 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成 3 0 年 5 月 2 9 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

## 北九州市病院局公告第 29 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年北九州市病院局管理規程第 8 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 30 年 7 月 27 日

北九州市病院局長 古川 義彦

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び数量

体外衝撃波結石破碎装置 一式

#### (2) 購入品目の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 納入期日 平成 30 年 10 月 1 日以後の北九州市病院局長が指定する日

#### (4) 納入場所 北九州市病院局長が指示する場所

#### (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

#### (2) 北九州市病院局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成 7 年北九州市病院局管理規程第 1 号）第 2 条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

#### (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請



この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年8月3日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

#### 4 入札手続等

##### (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市八幡東区西本町四丁目18番1号

北九州市病院局八幡病院事務局管理課（北九州市立八幡病院東棟5階）

イ 日時 公告の日から平成30年8月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時30分まで。ただし、同月17日は、午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後2時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成30年8月3日までに競争参加の申出書を北九州市病院局八幡病院事務局管理課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成30年8月16日午後5時までに必着のこと。

##### (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市立八幡病院西棟5階517号室

イ 日時 平成30年8月17日午後2時

#### 5 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市病院局契約規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第14号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当

する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市病院局八幡病院事務局管理課

〒805-8534 北九州市八幡東区西本町四丁目18番1号

電話 093-662-6565 (内線 1244)

## 6 Summary

(1) Product and Quantity

Extracorporeal Shock Wave Lithotripsy

Quantity:1 set

(2) Deadline of Tender(by hand)

2:00p.m., August 17,2018

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., August 16,2018

(4) For further information,please contact:

Administration Division,

Administration Office,Yahata Hospital,

Municipal Hospitals Bureau,City of Kitakyushu